

絶対に知るべきマイナンバー制度の 経営リスクとその対応策について

check このようなことはありませんか？

- そもそもマイナンバー制度についてよくわからない
- 同制度に対してどのような準備をしたらいいのかわからない
- 従業員へどのように説明したらいいのかわからない
- 特定個人情報の漏えい対策は不十分だと思う
- パソコンのセキュリティ対策は不十分だと思う

上記にひとつでも☑が入ったら下記の対象となる可能性があります



特定個人情報保護法！強化された罰則規定

行為	行為に対する法定刑
個人番号関係事務又は個人番号利用事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由なく、特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科（第67条）
上記の者が、不正な利益を図る目で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金又は併科（第68条）
人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役若しくは150万以下の罰金

出典：マイナンバー 社会保障・税番号制度概要資料20ページより http://www.cas.go.jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702_gaiyou_siryou.pdf

個人番号の漏えい事故は、非常に厳しい懲役刑、若しくは罰金が科せられる可能性があります。

特定個人情報の最適な管理方法は裏面へ

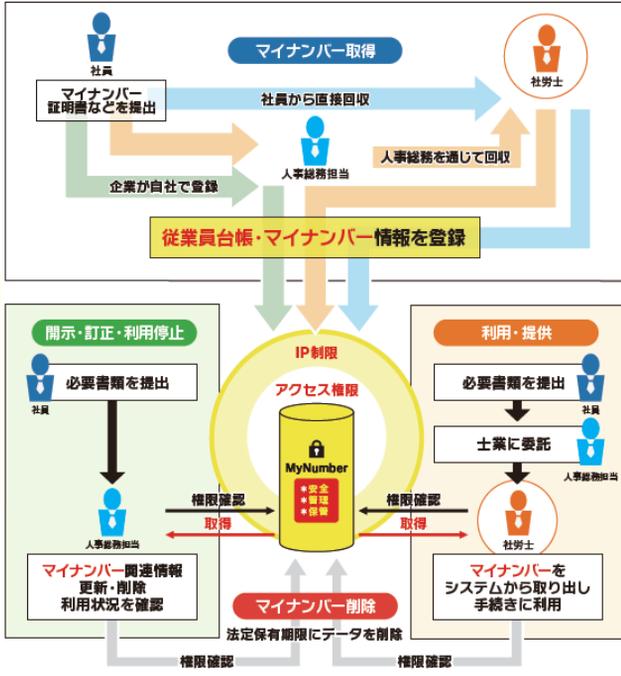
厳格な安全管理措置を講じたシステムでマイナンバー管理

これで万全！3つのセキュリティ

アクセス制限
証明書発行端末からのみアクセス可能

マルチ認証
ID、パスワード、ワンタイムパスワードのマルチ認証システム

SSLサーバー
金融機関と同等のセキュリティ対策



びいず社労士FP事務所がサポートします (一般社団法人マイナンバー推進協議会 会員)

マイナンバー推進協議会
マイナンバー推進協議会とは、企業が円滑に制度を導入できるよう支援することを目的として、社会保障と税の専門家である「社会保険労務士」と「税理士」「公認会計士」の有志を会員として設立されました。個人番号の利用が必須となる私たち専門家は、同制度によって厳格な安全管理措置を求められます。弊所は関わる全ての企業にとって、的確なサポートをご提供できるようにいち早くマイナンバー推進協議会に入会し新制度に対する造詣を深めています。安心してご相談ください。

お打ち合わせまでの流れ

- FAX**
本紙をFAX
- 日程調整**
日程調整
- お打ち合わせスタート**
お打ち合わせスタート

FAX : 052-881-0440

貴社名			
ご住所	〒		
お名前			
ご連絡先	TEL	FAX	

ご記入いただいた情報は、びいず社労士FP事務所のサービス・情報のご提供以外の目的には使用しません。びいず社労士FP事務所は、個人情報保護法その他関係法令およびガイドライン等を遵守いたします。